

歴史物語の「大臣」(上)

福田景道

歴史物語は、歴史的には「世継(の物語)」に一括され、「世継物語」をよぶ近代的なテクニック^②と言われる。「世継」とは、天皇家の系図に通じ、皇位継承過程を意味するものである。それに即応して「歴史物語」は、例外なく、歴史叙述の対象に選択した各時代(期間)における皇位継承過程(世継)を機軸に形成されると言つてよい。それらの作品において、天皇の立坊・即位の事情や治世の様相にかなりの紙幅が与えられるのは当然である。皇位継承の可能性のある皇族の動静や、皇胤の誕生に直結する後宮の描写も詳しくならざるを得ない。ここに作品群統括の第一の根拠が認められる。

歴史物語各作品は、また、舞台を宮廷社会に限定するという共通性も有するため、その主要な構成員である貴族階層の諸相にも大きな関心が払われることになる。歴史物語の政治的世界は、天皇家と権臣とによって構築されると言つてよい。本稿で検討するのは、その宮廷貴族の頂点に位置する「大臣」である。通常歴史物語に分類される作品には、神代を扱う『秋津島物語』を除いて、太政・左・右・内の各大臣が数多く登場する。大臣制の前段階としての大^お内^ちなど^みが脚光を浴びる場合もある。これらをも含む広義の「大臣」に注目すると、歴史物語における

宮廷社会の政治構造がある程度照射できるのではないであろうか。なお、この考察は、歴史物語と物語文学における貴族社会の対比研究の一前提となるものである。

一 「水鏡」の「大臣」

『水鏡』には、持続することに価値を認める思想が伏流すると考えられ、その投影として、宮廷社会の行事・慣習・制度などの起源が随所に紹介されている。「大臣」の地位が宮廷貴族の制度上の頂点を占めるからには、その起源に強い関心が示されるのは当然である。

武内、この(成務天皇の)御時三年と申ししにぞ、大臣になり給へりし。大臣と申すことはこれより始まり。もとは棟梁の臣と申しき。これもたゞ大臣おなじことなり。官の名を変へ給へりしばかりなり。(成務)三六頁)

『水鏡』成立時の律令的大臣と同一ではないが、この武内宿禰の呼称が「大臣」の始原と認定され、重視されているのは間違いない。藤原鎌足の任内大臣についても、「この御時に初めて内大臣といふ官は出で来

しなり。」「天智」一〇六頁)と同様の発想で内大臣の初例という点が意識されている。また、『水鏡』に「大臣」の用例が異様に多い点(約百例)も考慮に入れると、大臣位が作品世界に占める度合いは決して少なくないであろう。

『水鏡』には、武内・鎌足のほかに、大臣蘇我稲目・大臣蘇我馬子・大臣蘇我蝦夷・太政大臣大友皇子・大臣蘇我山田石川麻呂・右大臣藤原不比等・右大臣藤原豊成・大保(右大臣)藤原仲麻呂・太政大臣禪師道鏡・内大臣藤原良継などが大臣の名を冠して登場する。他に、大連物部尾輿の名が見え(「欽明」六九頁)、大連物部守屋が「大臣」と誤認されている(「敏達」七九頁)。吉備真備も「吉備の大臣」として紹介される(「聖武」一二六頁)。これらのうち、武内や鎌足のように任官記録が日付を伴って特記されるのは大友皇子と不比等だけである。また、『水鏡』が対象とする神武朝から仁明朝までの期間に十五名の大臣・大連しか確認できないことになり、『公卿補任』などから知られる五十五名に比していかにも少ない。

この点をさらに明確にするために『扶桑略記』の大臣記録に注目してみる。『水鏡』の叙述は『扶桑略記』のみに基づいて形成されたと考えられるからである。『水鏡』は『扶桑略記』を通じてしか大臣の存在を認識できなかった可能性が高く、そうすると両書の対比によって『水鏡』の大臣把握の態度がかなり正確に推定できるであろう。ただし、現存『扶桑略記』は完本ではないため、十五代神功皇后から四十六代聖武天皇の天平八年までの期間に限ってしか『水鏡』との対照はできないのである。

以下に両書の対照を表示する。『扶桑略記』に欠ける期間については、

初代神武帝から十四代仲哀帝までと聖武帝天平九年から五十二代平城朝までは抄本によって補ったが、天平九年以降に関してはすべての大臣名が省略されていて対照は意味をなさなかった。

治世	年・月・日	『扶桑略記』記事	水鏡の有無	『水鏡』の状況
成務	3・1・	武内任大臣	○	同文。月の表記なし
仲哀	元・1・11	大伴武時任大連	○	同
仁徳	55	大臣武内没	○	同
履中	元・	葛城円任大臣	○	「大臣」没。日なし
安康	3・8・9	葛城円大臣没	○	「大臣」没。日なし
雄略	元・11	平群真鳥任大臣	○	「大臣」没。日なし
武烈	即位前	大伴室屋任大連	○	「大臣」没。日なし
継体	元・	大臣平群真鳥没	○	「大臣」没。日なし
	3・	許勢男人任大臣	○	「大臣」没。日なし
	3・	大連大伴金村没	○	「大臣」没。日なし
	3・	物部鹿鹿火任大連	○	「大臣」没。日なし
	3・9・	大臣許勢男人没	○	「大臣」没。日なし
宣化	元・3・	蘇我稲目任大臣	○	「大臣」没。日なし
	23・9・	大連物部鹿鹿火没	○	「大臣」没。日なし
	7・	大連物部鹿鹿火没	○	「大臣」没。日なし
欽明	元・1・	物部尾輿任大連	○	「大臣」没。日なし
	13・	大連物部尾輿没	○	「大臣」没。日なし
	31・3・	大臣蘇我稲目没	○	「大臣」没。日なし
敏達	4・3・	物部守屋任大連	○	「大臣」没。日なし
	同	蘇我馬子任大臣	○	「大臣」没。日なし
用明	2・7・	大連物部守屋没	○	「大臣」没。日なし

推古	34・5・20	大臣蘇我馬子没	
皇極	4・6・	蘇我蝦夷任大臣	
孝徳	元・6・14	安倍倉橋麿任左大臣	○
	同	蘇我山田石川麿任右大臣	同
	同	中臣鎌子為内臣	○
	同	右大臣蘇我山田石川麿没	同文。月日なし
	大化5・3・	左大臣安倍倉橋麿没	
	3・	巨勢徳太古任左大臣	
	4・	大伴長徳任右大臣	
	5・	右大臣大伴長徳没	
	白雉2・7・	左大臣巨勢徳太古没	
齊明	4・1・	蘇我武羅自任右大臣	
天智	元・1・	右大臣蘇我武羅自没	
	3・	内臣鎌足任内大臣	○
	8・10・13	内大臣藤原鎌足没	○
	16	大友皇子為太政大臣	同
	10・1・5	右大臣蘇我赤兄任左大臣	○
		中臣金任右大臣	同
天武	10・	大友太政大臣為皇太子	○
	元・7・23	太政大臣大友皇子自害	○
	7・7・27	右大臣中臣金被誅	○
		左大臣蘇我赤兄配流	○
持統	4・7・5	高市皇子為太政大臣	○

文武	10・7・	多治比(嶋)任右大臣	
	4・8・26	太政大臣高市皇子没	
	5・3・	右大臣多治比嶋任左大臣	
	7・21	安倍御主人任右大臣	
		左大臣多治比嶋没	
	大宝3・閏4・1	右大臣安倍御主人没	
	大宝4・1・	石上麿任右大臣	
元明	和銅元・3・	右大臣石上麿任左大臣	
	同	藤原不比等任右大臣	○
元正	靈龜3・3・3	左大臣石上麿没	○
	養老4・8・3	右大臣藤原不比等没	○
	養老5・1・15	長屋王任右大臣	同
聖武	養老8・2・4	右大臣長屋王任左大臣	
	天平7・1・17	藤原武智麿任右大臣	

なお、表中の「○」は、『扶桑略記』と同一内容の記事が『水鏡』にある場合に付した。下欄には、両書の記載内容に違いがある場合に『水鏡』の状況を略記し、ほぼ同内容と見なせる場合には「同」と記した。この対照表によっても『水鏡』の大臣記事の乏しさは明らかであろう。

『扶桑略記』には、『日本書紀』や『公卿補任』などに記される大臣・大連・太政大臣・左大臣・右大臣・内大臣の任免がほぼ網羅されるが(執政・知太政官事は除く)、それに依拠する『水鏡』にはそのほとんどが採扱されないのである。

しかも、『水鏡』にある大臣の死没記事のほとんどはそれ自体に主眼があつてのものではない。物部尾輿・守屋は仏教の布教を阻害する仏敵

として滅びる存在で、その死は仏法興隆という大きな流れの中に埋没しているとも言える。蘇我蝦夷は乙巳の変の犠牲者となり、大友皇子は壬申の大乱の敗者としての死去である。皇子と運命を共にした左右の大臣、蘇我赤兄と中臣金にいたっては実名が省略されて「右大臣殺され、左大臣流されにき」(「天武」一一一頁)と記されるに過ぎない。眉輪王の変にかかわって滅びた大臣葛城円も、同様に「大臣」とのみ記されて、個人としての扱いではない。いずれも政変の詳細な描写の一角に埋没し、古代の大事件を構成する一要素となつて、独立性を失っているとも言える。

独立した記事によって、純粹にその死去に関心が払われるのはわずかに武内・鎌足・不比等だけとなるが、そのうち、前述した任官記事の場合と同様に武内と鎌足には類似した言辭が付記されている。

五十五年と申ししに、武内の大臣亡せ給ひにき。二百八十にぞなり給ひし。六代の帝の後身をして、大臣の位にて二百四十四年ぞおはせし。(「仁徳」四六頁)

(天智帝は)御弟の東宮(大海人皇子)を、又、大臣(鎌足)の家におはしてのたまはせよとて、「さきぐ」の帝の後身多かりしかども、大臣の心ざしに比ぶべき人さらになし。われひとりかくさり難く思ふのみにあらず。次々の帝、大臣の末を恵みて年ごろの恩を必ず報ゆべし」とのたまはせて、(中略)十六日につひに亡せ給ひにき。(下略)(「天智」一〇六〜一〇七頁)

両「大臣」は、全人生を終えるにあたって「帝の後身」としての功績が第一に認識されるのである。また、武内は『水鏡』初登場に際しても「この後代々の帝の御後身として、世に久しくおはしき」(「景行」三五

頁)と紹介され、鎌足も「その御末の今日までも、帝の御後身はし給ふぞかし」(「皇極」九六頁)と称えられている。この点でも両者は酷似する。そして、死没記事を独立させるもう一人の大臣、藤原不比等は鎌足の「末」にはほかならない。すでに論じたように、歴史物語の一つとして皇位継承史的構想を基幹に貫流させる『水鏡』にあつて、「大臣」は皇位を輔弼し、阻害し、あるいは皇位継承者の決定を左右する場合以外には存在の意義を保てないのである。⑩そのような「大臣」の典型(完全型)として武内・鎌足・不比等が顕在化するのである。大臣任官記事や死没記事が独立して設けられるのは偶然ではない。

「大臣」の語に関しては、天皇の出自が紹介される中に「御母、大臣蘇我宿祢稻目の女、妃堅塩姫」(「用明」八二頁)のように外祖父の身分が「大臣」であることが示される場合がある。蘇我稻目が大臣を経験したことは「崇峻帝紀」「推古帝紀」の同様表記「御母、稻目の大臣の女、(蘇我)小姉君姫なり」(八四・八七頁)からも明らかになる。大臣位の任免については無視された蘇我稻目であるが、没後に外祖父の榮譽に浴したことは再三にわたって留意されるのである。その際に「大臣」の一語が決して省略されない点も看過できない。「御母、山田大臣石川麻呂女、越智姫なり」(「持統」一一四頁)、「御母、蘇我大臣山田石川麻呂女、嬪姪姫なり」(「元明」一一〇頁)、「御母、内大臣藤原良繼の女、皇后乙牟漏なり」(「平城」一六八頁)によって知られる「大臣」石川麻呂・内大臣良繼の事情もまったく同様である。特に、石川麻呂が生前に阿部倉橋麻呂とともに左右大臣の初例となったことは省筆されて、没後に外戚になったことが刻記されることは象徴的ださえある。「母、贈太政大臣紀諸人の女、贈皇后椽姫なり」(「光仁」一四六頁)は、紀諸人が没後

に外祖父になったために大臣位を追贈されたことを表し、やはり外戚ゆえの大臣位である。

先行作品『栄花物語』や『大鏡』には宮廷貴族の権勢の根柢を天皇との血縁・姻戚関係に一元化してしまう傾向が顕著である。¹⁾『水鏡』にもそのような政治思想・歴史思想の潜在が予想できるかもしれない。また、『栄花物語』などには「後身」と「外戚」を単純に同一視する傾向も見いだせるが、それは『水鏡』にも踏襲されているかもしれない。そうであるとする、武内や鎌足が「後身」として大臣位を獲得したことが強調される事例と整合する。武内大臣・蘇我馬子・物部守屋・蘇我蝦夷・藤原鎌足・大友皇子・藤原不比等・同仲麻呂・同豊成・道鏡などが皇位を後見（ないしは反後見）し、皇位継承者決定を左右する行為によって『水鏡』世界に登場が許される事情は別に述べた。²⁾『水鏡』の「大臣」は「後身」「外戚」に与えられる称号なのかもしれない。

さて、『水鏡』に「大臣」の用例が多いのは、右のように個人名を伴わない、無名の大臣が頻出することによる（約四十六例）。このうち、他の部分を参照すると実名が明らかになる約二十五例を除くと二十一例が純然たる無名の大臣ということになる。このすべてが例外なく皇位継承者決定にかかわることにすでに論及したので、ここでは「大臣」が天皇を直接擁立する場合についてのみ例証しておく。

『水鏡』には、後継者を定めないで天皇が死去した際に無名の「大臣」が適任者を推戴することがある。允恭帝の即位にあたって、「大臣を始め、位にはこの君こそ立ち給ふべけれどて、璽の箱を奉り」「大臣以下なほすゝめ奉りて」と、大臣を代表として衆望一致して後継天皇が擁立されるさまが描かれる（五一・五二頁）。この場合の前者の「大臣を

始めて」は『扶桑略記』の「群臣議曰」にほぼ相当し、後者は「群臣再拜言」に対応している。直後に、固辞されて「大臣より始めて、世の中の嘆きに待るめり」という箇所もあるが（五二頁）、これは「群卿大愁」に基づくと思われる。『扶桑略記』の「群臣」「群卿」が『水鏡』では「大臣」と解されているのである。この「大臣」は皇位継承を決することができる集団の代表者と見なされる。また、武烈帝没後の空位に際して、「大臣をはじめて一天の人」がある皇胤を推すが果たせず、次に見いだした別の皇胤（継体帝）も固辞するので、「大臣の迎へ奉るよし」も伝え、「大臣をはじめてあながちに勧め奉」ることを重ねてようやく即位に至った経緯が述べられる（「継体」六六・六七頁）。これらはそれぞれ『扶桑略記』の「大伴金村大集群臣」「金村等之相迎由緒」「金村等（中略）猶重強請」に対応する。ここでは、「大連大伴金村」などの実名が一貫して「大臣」に転じていることになる。「大臣」が天皇を選定するのである。他にも、淳仁廃帝と光仁帝の即位や桓武帝の立坊の際にも「大臣以下」が影響力を行使する場面などがある。同様の例である。

このように『水鏡』では、新帝の即位における「群臣」による推挙のプロセス³⁾のすべてが「大臣」の行為に一元化される傾向が明らかに指摘できる。この行為こそが皇位を「後身」することにほかならない。

また、大連には無関心で、あくまで「大臣」に関心が払われる点も注意される。金村をはじめとする大連はほとんど全員が省略され、『水鏡』唯一の大連、物部尾輿も崇仏廃仏論争における登場で、後身や外戚とは無関係な点も「大臣」の機能との顕著な差異を証明する。『扶桑略記』の踏襲でもあるが、令制前の「おほおみ」を、表記を共有する「だいじ

ん」と同一化するであろう。そうであれば、これも「大臣」「後身」への関心の深さの反映と理解できる。さらに、『水鏡』の藤原氏が、特別な「後身」家門として賛美され、美化されていることにも着目しておきたい。¹⁶⁾

二 『大鏡』の「大臣」

大臣位は『大鏡』にも重視される。その中枢をなす「大臣列伝」の序は、大臣の歴史的総括に始まる。

世はじまりて後、大臣皆おはしけり。されど、左大臣・右大臣・内大臣・太政大臣と申す位、天下になりあつたりたまへる、かぞへて皆覚えはべり。世はじまりて後今にいたるまで、左大臣三十人、右大臣五十七人、内大臣十二人なり。太政大臣はこの帝の御代に、たはやすくおかせたまはざりけり。あるいは帝の御祖父、あるいは御舅ぞなりたまひける。また、しかのごとく、帝王の御祖父・舅などにて、御後身したまふ大臣・納言数多くおはす。うせたまひて後、贈太政大臣などになりたまへるたぐひ、あまたおはすめり。さやうのたぐひ、七人ばかりやおはすらむ。わざとの太政大臣はなりがた¹⁷⁾く、少なくぞおはす。 (六〇・六一頁)

大臣史の展開を期待してもよいほどの力説であるが、太政大臣に多大な関心が払われていることが第一の特徴であろう。太政大臣が外戚のための官職と見なされる点が特異である。摂政関白ではなく太政大臣が重んじられている。それに付随して、太政大臣以外の大臣も作品世界に顕在化するようである。これに続く語り手の言説は、再び各大臣の歴史的

究明に向かっていく。

神武天皇より三十七代にあたりたまふ孝徳天皇と申す帝の御代にや、八省・百官・左右大臣・内大臣なりはじめたまへらむ。左大臣には阿部倉橋鷹、右大臣には蘇我山田石川鷹、これは、元明天皇の御祖父なり。(中略)内大臣には中臣鎌子連なり。年号いまだあらざれば、月日申しにくし。また、三十九代にあたりたまふ帝、天智天皇こそは、はじめ太政大臣をばなしたまけれ。それは、やがてわが御弟の皇子におはします大友皇子なり。正月に太政大臣になり、同年十二月二十五日に位につかせたまふ、天武天皇と申しき。(六一頁)

『水鏡』で看過される左右大臣の始発が明記されたこと、その月日を記し置こうとする姿勢があることから『大鏡』における大臣位の重要度が察知できる。大友皇子と天武帝とを混同しながらも、太政大臣位に対する関心の高さをうかがわせてもいる。左・右・内大臣は、太政大臣の由縁を説く際の導人の役割を果たすようにも思われる。この後、『大鏡』には高市皇子の任太政大臣のことが続き、職員令に太政大臣は則闕の官と規定されることが紹介され、斉衡四年(八五七)二月十九日の藤原良房の太政大臣就任のことが特記される。そして、次に『大鏡』の著作目的の一端が吐露されるのである。

やがてこの殿(良房)よりして、今の閑院大臣まで、太政大臣十一人つづきたまへり。ただし、これよりさきの大友皇子・高市皇子くはへて、十三人の太政大臣なり。太政大臣になりたまひぬるは、うせたまひて後、かならず諡号と申すものあり。しかれども、大友皇子やがて帝になりたまふ。高市皇子の御諡号おぼつかなし。また、

太政大臣といへど、出家すれば、諡号なし。されば、この十一人
つづかせたまへる太政大臣、二所は出家したまへれば、諡号おはせ
ず。この十一人の太政大臣たちの御次第・有様・始終申しはべらむ
と思ふなり。(六二一・六三頁)

またしても太政大臣が関心の的になる。これほどまでに太政大臣の説
明が必要なのだろうか。また、太政大臣を中心に以下の歴史叙述が展開
されることが予想される。以上の序文の主旨を信ずれば、「大臣列伝」
は「太政大臣列伝」でなければならぬであろう。事実「大臣列伝」は
十一人の太政大臣を尊重して構成されているとは言える。

「大臣列伝」で独立した「伝」を特設されている二十人の公卿は、厳
正な基準によって選抜されたものである。まず中心人物道長を起点に直
系の父祖を六世遡って「正系」七人を特立させ、それに「正系」の兄弟
で大臣になった者十二人を加えた十九人が選び出され、「伝」が与えら
れる。これが基本方針である。ところが、この方針に反する頼忠も「伝」
をもっている。これは十一人の太政大臣を語るというもう一つの方針が
序に言明されたことに基づくとしたか説明できない。「頼忠伝」には他の
伝に比べて独立性の弱い、特殊な形態が見いだされる。各兄弟を年齢順
に並べながら「正系」を必ず最後に移動させて、「正系」の子息の「伝」
に繋げるという整然とした配列方法が認められるが、その中で「頼忠伝」
だけが適合しない事実も無視できない(図1参照)。

「太政大臣」はたしかに特別視されている。『大鏡』には外戚として
の太政大臣が極度に重視され、それに準ずるものとして左・右・内大臣
も連動して尊重されるとも想像できる。諸大臣の中で太政大臣だけを歴
史的考究の対象とすることは困難だからである。

ところで、太政大臣が尊重されるといっても、摂政関白の地位が重要
度を失っているわけではない。『大鏡』に、摂政関白を権力争奪の最終
目的とする構想と外戚としての太政大臣を志向する構想とが併存してい
ることは既に述べた。たとえば、『大鏡』では周到な配慮のもとに日付
の表記がなされ、日付を伴うのは重大事件に限られるが、この点からは
撰関職が重視されていると判断せざるを得ない。天皇の誕生・元服・立
坊・即位、母後の入内・立后などの皇室関係の重大事に多くの日付表現
が付されているが、それ以外にも上級官人の経歴が日付によって歴史に
刻記される例がある。太政大臣就任に関して言えば、大友皇子(「大臣
列伝序」・良房(同・「良房伝」)について年月日または年月が記され
るだけで、十三人中二人に過ぎない。それに対して、摂政・関白の場合
は、良房・基経・忠平・兼通・道兼についてそれぞれの「伝」において
日付表記によって強調されている。良房と忠平は摂政と関白就任の時期
がすべて明記され、兼通・伊周・道長の内覧宣下の時間も記録される。
このほかに没後に天皇の外祖父となった者に対する贈太政大臣の月日が
二例記されるが(房前「藤氏物語」・冬嗣「冬嗣伝」)、長良の贈左大臣
(「長良伝」)や顕光の生前の任右大臣などの時間が記録されることを考
えると、特記するほどではない。

そもそも、「大臣列伝」を構想するに際して、「正系」の兄弟の大臣だ
けに「伝」が設置されたのは、撰関関白が大臣を本官とする者に与えら
れた事実に基づくと考えられる。撰関を重視するからこそ「大臣」は大
納言以下と峻別されるのである。また、外戚と撰関職を関係付ける立場
は『大鏡』の各所に普通に見いだせる。

以上のように、『大鏡』にはやはり構想の二重性が認められなければ

ならない。「大鏡」の歴史世界の基盤には、外戚政治史観があり、その外戚権力を体現する地位として太政大臣と摂関とが並立しているのである。この両構想の交錯するところに「大臣」の座があるとも言える。太政大臣に準ずる地位として、同時に摂関職の本官として「大臣」は『大鏡』の宮廷貴族世界の要諦ともなるであろう。

「大臣列伝」や「藤氏物語」においては、高位高官を維持できた年数によって、主要な公卿の栄華が比較される場合がある。「公卿にて十六年、大臣の位にて六年」(「冬嗣伝」六四頁)、「摂政・関白などしたまひて十五年(中略)公卿にて三十年、大臣の位にて二十五年」(「良房伝」六五頁)などの記述が頻出する。このような場合の栄華の尺度として最も多くなるのが大臣在位の年数なのである。また、「藤氏の御ことをのみ申しはべるに、源氏の御こともめづらしう申しはべらむ」(「雑々物語」三九一頁)として源氏の貴顕に費やされる紙幅のほとんど全部が雅信・重信の両左大臣に占められる点も大臣重視の姿勢をうかがわせる。

大臣の任免の克明な記録は『大鏡』には見られない。しかし、系図的構成をとる「大臣列伝」においては各大臣の血脈や系譜を明確に読み取ることができる(図2参照)。「大鏡」に文章化された系図を視覚化する
とき、冬嗣流藤原氏の大先輩の壮観が実感できるであろう。また、『大鏡』が対象とした期間の外戚の権限も摂関職も太政大臣位もすべてがこの家門の大臣系図の中に含まれるのである。

三 『栄花物語』正編の「大臣」

『大鏡』と対象年代をほぼ共通させる『栄花物語』正編においても大

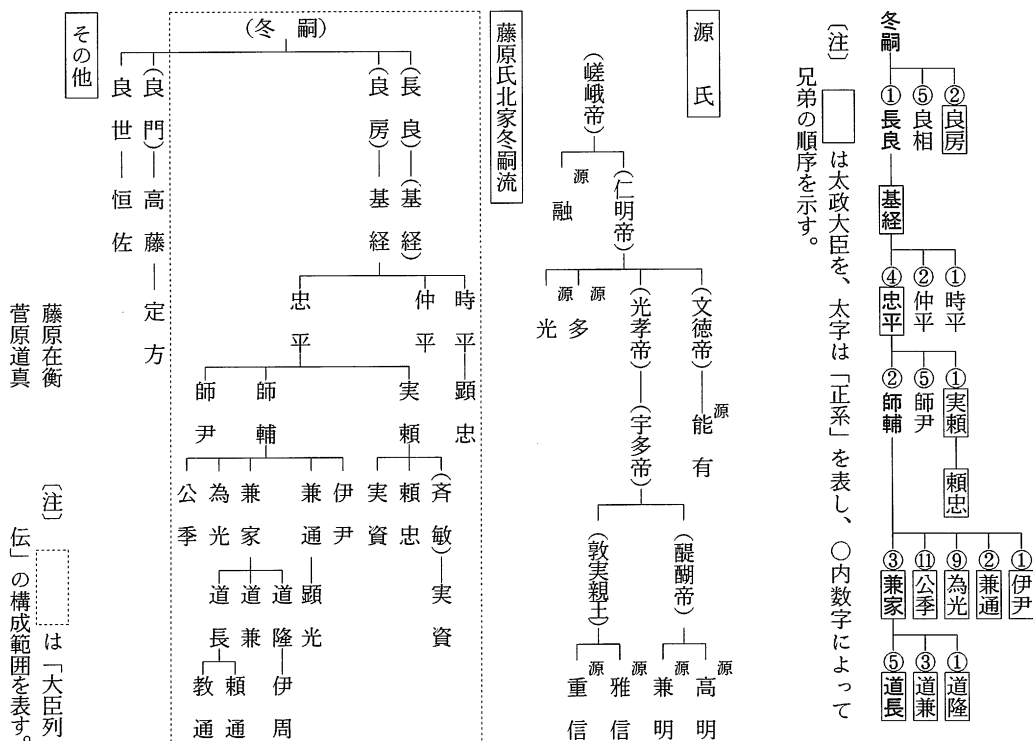


図2 大臣系図 (貞観18年~万寿4年)

図1 『大鏡』「大臣列伝」構成図

〔注〕
は「大臣列伝」の構成範囲を表す。

〔注〕
兄弟の順序を示す。
は太政大臣を、大字は「正系」を表し、○内数字によって

臣の存在は軽いものではない。『大鏡』の系図的構成に対して、編年史的な性格をもつ『栄花物語』には、大臣の任免の経緯がかなり詳しく記載されている（後掲「大臣補任年表1参照」。「同じ年（康保四年）の十二月十三日、小野宮のおとゞ（実頼）太政大臣になり給ぬ。源氏の右のおとゞ（高明）左になり給ぬ。右大臣には小一条のおとゞ（師尹）なり給ひぬ。」（巻一「月の宴」上五四頁）のように年月日表記をもって明確に記録される場合がかなりある（◎）。「右大臣には、故時平の大臣の御子顯忠の大臣なり給ぬ」（同、上四〇頁）のように補任が明記されながら日付を明らかにしない場合もある（○）。「左大臣殿」「右大臣」のような呼称によってその人物がその当時大臣位にあったことが知られる場合や、死没時の官職名からそれ以前の任官が想定できる場合なども少なくない（△）。これらを総合すると『栄花物語』に対象とされる期間のほとんどの大臣の任免が再現できる。しかも村上朝の関白忠平死去以降は、大臣や撰関の任官・辞任・死去などの年月日が、該当箇所¹に克明に記録されているのである。後掲の「大臣補任年表1・2」のような図表がほとんど完成できるほどである。『大鏡』とは大きな隔差がある。また、忠平以降の全大臣名が『栄花物語』（正編）本文によって確認できる点も軽視できない。大納言以下とは明らかに区別されているように思われる。

特に、冷泉朝から円融朝前半にかけてと一条朝初期において大臣の任免が頻繁に繰り返されているが、『栄花物語』にはそれらが丹念に記録されている。撰関職や外戚の権勢にはほとんどかわらない藤原在衡の大臣経験までもが記される。

小一条の大臣（師尹）のかはりの大臣には、在衡の大臣なり給へる

歴史物語の「大臣」（上）（福田）

を、はかなく悩み給ひて、正月廿七日うせ給ぬ。御年七十八。年のはじめにいと怪しき事なり。右大臣にて伊尹の大臣おはず。（巻一「月の宴」六〇頁）

『公卿補任』などによると、左衡が死去したのは十月十日で、正月廿七日は任左大臣の月日である。このような錯誤はあるが、同日に右大臣に昇進した伊尹よりも在衡の経歴の方に重点が置かれるようにも思われる。これは、「いと怪しき事なり」とあるように、直後に続く撰政実頼とその弟の大納言師氏の相次ぐ死去の前兆の一つでもあろうが、在衡自身にも多少の関心が払われていることは間違いない。在衡は藤原氏北家ではあるが、魚名流に属し、五十歳でやっと参議に列し、五十六歳で中納言、六十九歳で大納言にまで昇っていた晩成型の人物である。文章道の出身でもあり、権勢の中枢にかかわったとは思われない。また、そのような系譜や経歴に関して『栄花物語』は何も語らない。大臣位にあったことに唯一の意味が認められての記載と見てよいであろう。このほかにも、太政大臣為光、左大臣源兼明、同雅信、同重信などの大臣補任記録が淡々とたどられている感がある。兼明の親王復位の顛末も、雅信が道長の義父になる運命もほとんど無視される。彼らの宮廷社会での動向よりも大臣を歴任したことが注視されているからではないであろうか。

一方、忠平以前の大臣補任に関しては、基経以降に限っても源融・多光、藤原良世・能有・高藤・定方・恒佐の大臣経験がまったく読みとれない。右大臣菅原道真が「菅原の大臣」として見えるが（上五八頁）、源高明左遷事件の前例としての紹介に過ぎない。結局、基経時代から忠平没までの間に任官した大臣十二人のうち、『栄花物語』に名が見える

大臣は忠平の兄弟二人(時平・仲平)と、忠平の二子(実頼・師輔)のみということになる。しかも彼らは系図的に捉えられている。

その基経の大臣、男君四人おはしけり。太郎は時平と聞えけり。左大臣までなり給て、卅九にてぞうせ給にける。二郎は仲平と聞えける。左大臣までなり給て、七十一にてうせ給にけり。(中略)四郎忠平の大臣ぞ、太政大臣までなり給て、多くの年頃過ぎせ給ける。(上二八・二九頁)

ここから、時平の没後二十七年後に忠平が太政大臣になり、その翌年仲平が左大臣に任命された事情は予想できないであろう。時間軸をもたない「系図」を基底に形成されることによるもので、『大鏡』にも見られる欠点である。

『栄花物語』の前半には歴史的記録的部分が多く、その中に編年日的誌の部分と系図の文章的表现とが混在することが指摘されている⁽²⁾。忠平没の時点によって『栄花物語』(正編)の大臣記録は、系図的構成と編年史的構成とに分断されるのである。つまり、『栄花物語』正編の冒頭付近は、大臣に関しては系図的構成のみに依拠し、その後の大部分は大臣補任が編年史の中で網羅されることに特色がある。この編年史的部分は『大鏡』の系図構成と相互補完の関係を保つ部分である。『栄花物語』によって大臣の補任の経緯が明らかになり、『大鏡』を読むと大臣の系譜が湧出することも理解できる。両書は、共通の系譜(系図)に依拠し、共通の歴史観に基づくのである⁽³⁾。

注

(1) 松村博司著『栄花物語の研究』(刀江書院、昭和三二年刊。風間書房、

平成四年復刻版刊)五一五頁、同著『歴史物語 改訂版』(塙書房、昭和五四年刊)一四頁など参照。

(2) 岡一男「歴史物語(第二稿)」、『日本文学講座』4「中古II」昭和四三年、三省堂刊。同著『古典逍遙——文芸学試論——』(笠間書院、昭和四六年刊)に再録。

(3) 拙稿「歴史物語の範囲と系列(上)」、『島根大学教育学部紀要』二七巻一号、人文・社会科学編、平成五年(二月)参照。

(4) 拙稿「水鏡の思想」(増淵勝一他編『水鏡』歴史物語講座第五巻、風間書房、平成九年刊行予定)参照。

(5) 『水鏡』本文の引用は、金子大麓他編『校注水鏡』(新典社校注叢書7、新典社、平成三年刊)により、()内に適宜語句を補った。

(6) 『水鏡』では、「大臣」をオホオミ・オトド・オホイマウチギミ・ダイジンなどのうちのいずれで発声すべきかは示されない。意味上の区別がなされていないと思われるが、『水鏡』成立時点の各大臣に近いものと捉えられているであろう。本稿では表記に従って「大臣」すべてを試みに一括する。

(7) 『扶桑略記』抄本成務天皇三年条には「棟梁臣武内宿禰。始為「大臣」。」とあり、割注に「凡大臣之号此時始之。」と明記されている(『扶桑略記』新訂増補国史大系第一二巻、吉川弘文館刊、四頁)。「水鏡」の記述は全面的にこれによったであろう。他に「公卿補任」にも武内為大臣が「大臣之号於比而起。」と位置付けらる(『公卿補任 第一篇』新訂増補国史大系、吉川弘文館、二頁)。

(8) 平田俊春「水鏡の史的批判」、『史学雑誌』四六編一一号、昭和一〇年一月。『平安時代の研究』(山一書房、昭和一八年刊)・『日本古典の成立

- の研究」(日本書院、昭和三四年刊)・『歴史物語Ⅱ』(日本文学研究資料叢書、有精堂、昭和四八年刊)・『私撰国史の批判的研究』(国書刊行会、昭五七年刊)に再録、前掲拙稿(4)など参照。
- (9) 略した部分は「太政大臣に上げ奉り給ふよし仰せ給ふと、その時申しあひたりしかども、この事はたしかにも聞き侍らざりき。内大臣になり給ふを、太政大臣とはひがごとども申し合ひたりしなり」であり、真偽はともかくここにも「大臣」への関心の強さがうかがえる。
- (10) 拙稿「水鏡」構想論序説——政治史的側面と「大鏡」の継承——(秋田短期大学『論叢』三八号、昭和六一年一月)。なお、以下の後身に関する考察にはこの旧稿と重複する部分がある。
- (11) 拙稿「大鏡」における藤原道長の理想性・序説——栄華の相対的評価をめぐって——(『島根大学教育学部紀要』二三巻二号、人文・社会科学編、平成元年二月)、篠原昭二「『栄花物語』『大鏡』の歴史観——皇位と権勢——」(『人文科学科紀要』〈東京大学教養学部 九一輯、平成二年三月。同著『源氏物語の論理』(平成四年、東京大学出版会刊)に再録)など参照。
- (12) 倉本一宏「『栄花物語』における「後身」について」(山中裕編『栄花物語研究 第二集』高科書店、昭和六三年刊)など参照。
- (13) 前掲拙稿(10)。
- (14) 前掲拙稿(10)。
- (15) 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」(『日本歴史』四九六号、平成元年九月)など参照。
- (16) 前掲拙稿(10)。
- (17) 「大鏡」本文の引用は、橋健二他校注・訳『大鏡』(新編日本古典文学全集語、小学館、平成八年刊)による。
- (18) 拙稿「大鏡」における藤原忠平の栄華」(『日本文芸論稿』一一・一三三号、昭和五八年七月)・「大鏡」『大臣列伝』の考察——冬嗣流藤原氏「正系」決定過程をめぐって——(秋田短期大学『論叢』三五号、昭和六〇年三月)など参照。
- (19) 拙稿「大鏡」構想の二重性をめぐって」(『文芸研究』一一六集、昭和六二年九月)。
- (20) (19)と同じ。
- (21) 拙稿「大鏡」の編年史的側面——『栄花物語』の克服と追認——(『島根大学教育学部紀要』二三巻二号、人文・社会科学編、昭和六三年二月)参照。
- (22) 「大鏡」では、道長の内覧は「五月十一日に、関白の宣旨うけたまはりたまうて」(『道長伝』二九五・二九六頁)と「関白」と見なされる。
- (23) 藤木邦彦「撰関政治」(『政治史Ⅰ』体系日本史叢書Ⅰ、山川出版社、昭和四〇年刊。同著『平安王朝の政治と制度』(吉川弘文館、平成三年刊)に再録)、土田直鎮「撰関政治の成立過程」(『日本歴史大系1原始・古代』山川出版社、昭和五九年刊)など参照。
- (24) 前掲拙稿(19)参照。
- (25) 前掲拙稿(11)参照。
- (26) 「栄花物語」本文の引用は、松村博司他校注『栄花物語』(日本古典文学大系75・76、岩波書店、昭和三九・四〇年刊)による。
- (27) 時枝誠記「栄花物語を読む——その文面から系図を読みとるための国語学的方法——」(『国語と国文学』四二巻一〇号、昭和三九年一〇月、河北騰編『大鏡・栄花物語』(日本文学研究大成、国書刊行会、昭和六三年刊)に再録)。

天祿3年(972)	同	藤原頼忠 任右大臣	○	
	10. 23	摂政太政大臣藤原伊尹 辞任(11. 1死去)	◎	11月1日在職のまま死去
	11. 27	藤原兼通 任関白・内大臣	○	摂政からの転任とする
天延2年(974)	2. 28	関白内大臣藤原兼通 任太政大臣	○	
貞元2年(977)	4. 24	左大臣源兼明 復親王	○	
	同	右大臣藤原頼忠 転左大臣	○	
	同	源雅信 任右大臣	○	
	10. 11	関白太政大臣藤原兼通 関白辞任	△	
	同	左大臣藤原頼忠 任関白	◎	11月11日
	11. 8	太政大臣藤原兼通 死去	◎	
天元元年(978)	10. 2	関白左大臣藤原頼忠 任太政大臣	◎	
	同	右大臣藤原雅信 転左大臣	◎	
	同	藤原兼家 任右大臣	◎	
寛和2年(986)	6. 23	関白太政大臣藤原頼忠 関白辞任	△	
	6. 24	右大臣藤原兼家 任摂政	◎	6月23日
	7. 20	摂政右大臣藤原兼家 右大臣辞任	△	
	同	藤原為光 任右大臣	○	
永延3年(989)	2. 23	藤原道隆 任内大臣	○	頼忠没後とする
	6. 26	太政大臣藤原頼忠 死去	◎	
永祚元年()	12. 20	摂政藤原兼家 任太政大臣	○	
永祚2年(990)	5. 5	摂政太政大臣藤原兼家 転関白	◎	死没記事も後掲
	5. 8	関白太政大臣藤原兼家 出家(7. 2死去)	◎	
	5. 8	内大臣藤原道隆 任関白	△	
	5. 26	関白内大臣藤原道隆 転摂政	◎	5月8日の為関白と混同
元暦2年(991)	7. 7	摂政内大臣藤原道隆 内大臣辞任	△	
	9. 7	右大臣藤原為光 任太政大臣	○	
	同	源重信 任右大臣	○	
	同	藤原道兼 任内大臣	○	
正暦3年(992)	6. 16	太政大臣藤原為光 死去	◎	
正暦4年(993)	4. 22	摂政藤原道隆 転関白	○	
	7. 29	左大臣源雅信 死去(7.28出家)	◎	
正暦5年(994)	8. 28	右大臣源重信 転左大臣	△	
	同	内大臣藤原道兼 転右大臣	○	
	同	藤原伊周 任内大臣	○	
長徳元年(995)	3. 9	内大臣藤原伊周 内覧宣下	◎	3月8日
	4. 3	関白藤原道隆 辞任(4. 6出家、4.10死去)	◎	出家・死没記録のみ
	4. 27	右大臣藤原道兼 任関白	◎	5月2日
	5. 8	左大臣源重信 死去	◎	
	5. 8	関白右大臣藤原道兼 死去	◎	
	5. 11	大納言藤原道長 内覧宣下	◎	
	6. 19	藤原道長 任右大臣	◎	
長徳2年(996)	4. 24	内大臣藤原伊周 左遷	○	
	7. 20	右大臣藤原道長 転左大臣	△	
	同	藤原顕光 任右大臣	△	
長徳3年(997)	7. 5	藤原公季 任内大臣	△	
長和5年(1016)	1. 29	左大臣藤原道長 任摂政	◎	翌年3月4日
	12. 7	摂政左大臣藤原道長 左大臣辞任	◎	
長和6年(1017)	3. 4	右大臣藤原顕光 転左大臣	◎	
	同	内大臣藤原公季 転右大臣	◎	
	同	藤原頼通 任内大臣	◎	
	3. 16	摂政藤原道長 辞任	◎	3月17日
	同	内大臣藤原頼通 任摂政	◎	3月17日
寛仁元年()	12. 4	藤原道長 任太政大臣	△	
寛仁2年(1018)	2. 9	太政大臣藤原道長 辞任	◎	
寛仁3年(1019)	12. 22	摂政内大臣藤原頼通 転関白	△	
治安元年(1021)	5. 25	左大臣藤原顕光 死去(5.24出家)	◎	
	7. 25	右大臣藤原公季 任太政大臣	◎	「7月」のみ
	同	関白内大臣藤原頼通 転左大臣	◎	〃
	同	藤原実資 任右大臣	◎	〃
	同	藤原教通 任内大臣	◎	〃

〔注〕◎…年月日明記。○…年月日なし。△…呼称などから在任が類推できるもの。

大臣補任年表（貞観18年～万寿4年） 1

歴史物語の「大臣」(上)(福田)

年号 (西暦)	月 日	大臣補任記録	『栄花物語』の状況
貞観18年(876)		摂政・右大臣 藤原基経 左大臣 源融	
元慶 4年(880)	11. 8	摂政右大臣藤原基経 任関白	
	12. 4	関白右大臣藤原基経 任太政大臣	△
6年(882)	1. 10	源多 任右大臣	
仁和 4年(888)	10. 17	右大臣源多 死去	
寛平 2年(890)	12. 14	関白太政大臣藤原基経 関白辞任	
寛平 3年(891)	1. 13	太政大臣藤原基経 死去	
	3. 19	藤原良世 任右大臣	
寛平 7年(895)	8. 25	左大臣源融 死去	
寛平 8年(896)	7. 16	右大臣藤原良世 任左大臣	
	同	藤原能有 任右大臣	
	12. 25	左大臣藤原良世 致仕	
寛平 9年(897)	6. 9	右大臣藤原能有 死去	
昌泰 2年(899)	2. 14	藤原時平 任左大臣	△
	同	菅原道真 任右大臣	
昌泰 3年(900)	1. 28	藤原高藤 任内大臣	
	3. 12	内大臣藤原高藤 死去	
昌泰 4年(901)	1. 25	右大臣菅原道真 左遷	
	同	源光 任右大臣	
延喜 9年(909)	4. 4	左大臣藤原時平 死去	○
延喜13年(913)	3. 12	右大臣源光 死去	
延喜14年(914)	8. 25	藤原忠平 任右大臣	
延長 2年(924)	1. 22	右大臣藤原忠平 転左大臣	
	同	藤原定方 任右大臣	
延長 8年(930)	9. 22	左大臣藤原忠平 任摂政	
承平 2年(932)	8. 4	右大臣藤原定方 死去	
承平 3年(933)	2. 13	藤原仲平 任右大臣	
承平 6年(936)	8. 19	摂政左大臣藤原忠平 任太政大臣	△
承平 7年(937)	1. 22	右大臣藤原仲平 転左大臣	△
	同	藤原恒佐 任右大臣	
承平 8年(938)	5. 5	右大臣藤原恒佐 死去	
天慶 4年(941)	11. 8	摂政太政大臣藤原忠平 転関白	
天慶 7年(944)	4. 9	藤原実頼 任右大臣	
天慶 8年(945)	9. 2	左大臣藤原仲平 辞任 (9. 5死去)	○
天曆元年(947)	4. 26	右大臣藤原実頼 転左大臣	△
	同	藤原師輔 任右大臣	△
天曆 3年(949)	8. 14	関白太政大臣藤原忠平 死去	◎
天徳 4年(960)	5. 4	右大臣藤原師輔 死去 (5. 2出家)	◎
	8. 22	藤原顕忠 任右大臣	○
康保 2年(965)	4. 24	右大臣藤原顕忠 死去	
康保 3年(966)	1. 17	源高明 任右大臣	△
康保 4年(967)	6. 22	左大臣藤原実頼 任関白	
	12. 13	関白左大臣藤原実頼 任太政大臣	◎
	同	右大臣源高明 転左大臣	◎
	同	藤原師尹 任右大臣	◎
安和 2年(969)	3. 26	左大臣源高明 左遷	◎
	同	右大臣藤原師尹 転左大臣	△
	同	藤原在衡 任右大臣	
	8. 13	関白太政大臣藤原実頼 任摂政	◎
	10. 14	左大臣藤原師尹 死去	◎
安和 3年(970)	1. 27	右大臣藤原在衡 転左大臣	○
	同	藤原伊尹 任右大臣	○
天祿元年(")	5. 18	摂政太政大臣藤原実頼 死去	◎
	5. 20	右大臣藤原伊尹 任摂政	◎
	10. 10	左大臣藤原在衡 致仕・死去	◎
天祿 2年(971)	11. 2	摂政右大臣藤原伊尹 任太政大臣	
	同	源兼明 任左大臣	○

10月15日

1月27日